

## 次期茨木市総合計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名称 次期茨木市総合計画策定支援業務

2 契約期間 (令和5年度)令和5年4月21日～令和6年3月31日

3 業務の目的

第5次茨木市総合計画の計画期間満了に伴って、今後の市政マネジメントの指針となる次期茨木市総合計画を策定する。

4 委託する業務の内容

(1) 市民意向調査(アンケート)

基本構想及び基本計画策定に係る基礎資料として、18歳以上の市民を対象にアンケート調査を設計・実施し、結果を集計分析するもの。

※データ分析はテキストマイニング等の手法を用いること(以下同じ)

母数目標：提案による(前回は5,000人 無作為抽出は市で実施可能)

調査方法：提案による(前回は紙ベース)

質問項目：提案による

質問数：提案による(前回約80問。以下の他計画に関連する質問含む)

※本市が令和6年度に改定予定の、「環境基本計画」及び「総合交通戦略」に関連する質問を市から20～25問用意するので、当詳細アンケートにて併せて実施し集計を行うこと。(分析は各計画担当課にて行うので集計まで。総合交通戦略分は16歳、17歳にも実施)

その他：郵便調査の場合は、返送の際は局留郵便とするなど、本市において受領に係る事務が発生しないようにすること。

謝礼も含め回答率向上に向けた提案をすること

本市が導入している汎用電子申請システム(LoGo フォーム)の活用も可能。

(2) その他市民意向調査

基本構想及び基本計画策定に係る基礎資料として(1)以外の市民意見聴取について設計から集計までを行う。

母数：提案による(最低人数270人)

調査方法：提案による

調査対象例：無作為抽出・公募した市民、市主催イベント参加者、関連団体関係者、大学生、小中学校・幼稚園・保育所に通う児童・生徒の保護者 など

(3) 学識経験者へのヒアリング

基本構想、基本計画の素案作成に係り学識経験者にヒアリングを実施するので、準備や会議録作成等の支援を行うこと(7人×2回以上を想定、学識経験者の選定・依頼などは市で実施)

#### (4) 市内プロジェクトチーム運営支援

市内プロジェクトチーム(15人程度を想定)の活動を支援し、会議録の作成などを行うこと。(プロジェクトチームはアンケートやWSの支援も実施)

#### (5) 人口推計

##### ① 調査・分析事項

- ・全国、近畿圏、大阪府、北摂7市における人口動態等の分析
- ・市内人口等の現況分析

※茨木市人口ビジョンの時点更新を行う。

(各データを最新の統計情報をもとに更新し、分析する。)

- ・人口推計

令和36年までの推計を行う

単位は小地域(町(丁)・字)、ブロック(小学校区)及び全市域とし、これらの整合を図る。

小地域、ブロック単位では常住総人口を、全市域においては、常住総人口、年齢階層(5歳刻み)男女別経年人口、世帯数、就業人口、昼間人口をそれぞれ推計する。

##### (6) 基本構想・基本計画案の作成

第5次総合計画の総括や、市民意見、市内各課照会後の施策整理統合案(本市作成)などを踏まえ、案を作成する。(概ね8割程度の完成度まで)

##### (7) 進捗状況報告書の作成

市の指示に応じて、業務の進捗状況及び総合計画の検討状況等を取りまとめた進捗状況報告書を作成し提出する。(年3~4回、簡潔に記載したものを想定)

#### 5 業務計画

受託者は、契約締結後速やかに、市と打ち合わせを行い、作業の順序及び方法に関する業務計画書を作成し、市に提出すること。

※令和5年度及び令和6年度の市の想定スケジュール案は別添のとおり。

(必ずしも、別添スケジュールのとおり委託業務を実行する必要はないが、令和6年4月から6月は市が多くの業務を負担することは難しいことに留意すること。)

#### 6 成果品

受託者は委託業務の成果として、次の物品を市へ納入すること。

- (1) 各種調査の集計データ及び報告書 10部
- (2) 人口推計のデータ及び報告書 10部
- (3) 基本構想、基本計画素案(8割程度)

※報告書については印刷製本用(PDF)及び編集用(WordまたはExcel)のデータも納品すること。

## 7 その他

- (1) 成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。
- (2) 市からの提供物は、市の承諾がある場合を除き複製せず、業務終了後にすべて市へ返却すること。
- (3) 個人から取得した情報は、業務終了後にすべて市へ提出すること。また、業務中に知り得た事項を第三者へ漏洩し、または、開示してはいけない。
- (4) 受託者は、予期しない事態が生じたときは、速やかに市へ報告し、指示を仰ぐこと。
- (5) 業務の履行にあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費については、受託者が負担すること。
- (6) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、市と受託者双方協議の上、決定する。